

広島県告示第九百五十九号

令和二年広島県告示第七百十七号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から施行する。

令和八年九月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
二 中間検査を行う期間 令和三年一月一日から令和十一年十二月三十一日まで	二 中間検査を行う期間 令和三年一月一日から令和八年十二月三十一日まで
六 適用の除外 第十八条第二項若しくは同条第四項の規定により通知する建築物又は法第八十五条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。	六 適用の除外 第十八条第二項又は法第八十五条の規定の適用を受ける建築物については、この告示の規定は、適用しない。